

令和8年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：令和8年6月10日（水）午後6時00分～午後8時00分
場 所：国分寺市役所 201 会議室

【委員】（敬称略）

阿部 陽一郎	（市内の障害者団体の代表者）
二瓶 比呂子	（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
松本 晴久	（市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児の家族）
境 和雄	（障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者）
伊佐 素子（副会長）	（市内の地域活動支援センターの代表者）
高橋 幹基	（特別支援学校の教員）
杉浦 真子	（民生委員の代表者）
大塚 晃（会長）	（識見を有する者）
増田 径子	（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【事務局】

福祉部長（杉本）
福祉部 障害福祉課長（宮外）
子ども家庭部 子ども発達支援担当課長（前田）
教育部 学校教育担当課長（福澤）
福祉部 障害福祉課計画係長（渡澤）
福祉部 障害福祉課生活支援係長（小池）
福祉部 障害福祉課相談支援係長（齊藤（俊））
福祉部 障害福祉課事業推進係長（斎藤（幸））
福祉部 障害福祉課計画係員（吉岡）

【次第】

- 1 開会
 - 1) 諮問書の交付
- 2 審議事項
 - 1) 「第5次国分寺市障害者計画」、「第5次国分寺市障害者計画実施計画」、「第8期国分寺市障害福祉計画」、「第4期国分寺市障害児福祉計画」の策定に関すること（諮問第1号）について
- 3 報告事項
- 4 その他
- 5 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

- 【資料1】 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿
- 【資料2】 国分寺市障害福祉に関するアンケート調査報告書
- 【資料3】 障害者団体等のヒアリング報告
- 【資料4】 第5次国分寺市障害者計画等（骨子案）
- 【資料5】 第5次障害者計画施策体系図（案）
- 【資料6】 令和8年度に制度改正があった事業について

【開会】

大塚会長： 皆さんこんにちは。令和8年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会を開催いたします。1年間よろしくお願いします。

事務局： 会議の成立を確認及び資料の確認をさせていただきます。本協議会設置条例第6条第2項の規定により、会議につきましては、委員9名のうちの過半数の出席をもって会議が成立いたします。現時点で9名の委員にご出席いただいておりますので、会議成立となります。

続いて、資料の確認です。紙媒体でなくてもよい方には事前にメールで資料を送付し、お手元のタブレット端末に資料を格納しております。事前送付資料は、「令和8年度第1回国分寺市障害者施策推進協議会次第」【資料1】「国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿」、【資料2】「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査報告書」、【資料3】「障害者団体等のヒアリング報告」、【資料4】「第5次国分寺市障害者計画等（骨子案）」です。【資料5】「第5次障害者計画施策体系図（案）」と、【資料6】「令和8年度に制度改正があった事業について」につきましては、資料準備の都合上、当日配布となり大変恐縮ではございますが、皆様のご机上に紙で配付しておりますのでご確認ください。

次に、【資料2】「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査報告書」につきましては、ページ数が膨大であるため、紙資料をご希望された方にも、事前にメールにて送付させていただきました。本日は皆様にお配りしたタブレットに資料を格納しております。説明中は、こちらの前方のスクリーンにも投影いたしますのでご覧になりやすい方で適宜ご確認ください。その他皆様の机には、諮問書の写し、第1号と第2号の2枚、参考資料として現計画の冊子を机上配布しております。なお、計画の冊子は本日の会議終了後に机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。本日の資料は以上です。不足等はございませんか。

続いて、協議会の進行上の注意点等についてご説明いたします。本協議会は原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様のご発言を正確に記録するため、録音をさせていただきますのでご了承ください。発言の際には挙手していただき、会長の指名がありましたら、お名前を言っていただきマイクの右側のボタンを押してからご発言ください。

続いて、障害福祉課長より、補足説明をさせていただきます。

事務局： 本日はお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。本日は、第5次障害者計画の基本的な部分、方向性を説明させていただき、皆様からご意見を頂戴したいと思っております。皆様からお話いただく前に事務局から資料説明に多少長いお時間を頂戴いたしますが、そちらにつきましては最後までお聴き取りいただきまして協議の時間にぜひ活発なご意見を頂戴できればと思います。以上、よろしくお願いいたします。

大塚会長： 事務のメンバーに変更があったとのことですので、事務局より説明をお願いします。

事務局： 【資料1】をご覧ください。昨年度から2名、事務局側の変更がございます。福祉部長は、この度人事異動により、前任の玉井にかわり杉本が着任いたしました。また、オブザーバーとして出席していただいている、学校教育担当課長も人事異動のため前任の関にかわり福澤が着任いたしました。それではお二人よりご挨拶をお願いいたします。

事務局： 4月の人事異動で新たに福祉部長に着任した杉本と申します。よろしくお願いいたします。

事務局： 同じく、4月1日より学校教育担当課長として着任いたしました福澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大塚会長： 諮問書の交付について事務局より説明をお願いします。

事務局： 諮問書の交付につきましては、福祉部長が代読させていただきます。委員の皆様には、本日の諮問書の写しを机上に配布させていただいておりますのでそちらをご覧ください。

事務局： 諮問第1号（令和8年6月10日）、第5次国分寺市障害者計画、第5次障害者計画実施計画、第8期障害福祉計画、第4期障害児福祉計画の策定に関すること、諮問第2号（令和8年6月10日）、国分寺市障害者計画、国分寺市障害福祉計画及び国分寺市障害児福祉計画の進行管理・評価等に関すること、以上になります。

大塚会長： 「第5次国分寺市障害者計画」、「第5次国分寺市障害者計画実施計画」、「第8期国分寺市障害福祉計画」、「第4期国分寺市障害児福祉計画」の策定に関すること（諮問第1号）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 今回の説明につきましては、先にアンケート調査報告書と障害者団体等とヒアリング報告をさせていただいたのち、障害者計画の骨子案を現在作成しておりますので、そちらの説明をさせていただいてから、審議の時間を取らせていただきたいと思います。

それでは、資料2、国分寺市障害福祉に関するアンケート調査報告書についてご説明させていただきます。先ほど、配布資料等の確認でもお伝えさせていただきましたが、ページ数が膨大なため、紙資料を希望の方にも事前にメールで送付させていただき、お手元のタブレットに資料を格納させていただいております。説明中は、前方スクリーンに説明中のページを投影いたしますので、適宜ご確認ください。アンケート調査報告書につきましては、前回の協議会でご審議いただいた内容からの変更や、後日委員からご意見をいただいた部分等を中心にご説明をさせていただきます。

今回のご確認をもって、確定稿したいと思っております。それでは、まず資料7ページをご覧ください。こちらにつきましては、障害者調査結果の概要ということで、各アンケート調査票の分野について、アンケート結果から分かる概要を記載しております。

7～14ページが一般調査の内容、15～21ページまでが児童調査の内容を記載しております。

それでは一般調査についてまずご説明させていただきます。

43～66ページ、分野4、福祉サービス（1）福祉サービスの利用状況と満足度、今後の利用意向についてです。

委員より、全体を分母にすると実態が見えないため、障害種別ごとの障害者分析が必要、というご意見をいただきましたので、各サービス、障害種別ごとの利用状況をまとめた表を追加させていただきました。

67ページ（2）障害福祉サービスを利用していない理由について、こちらについては、「必要でない」の割合が高く、必要な人の各項目の割合が低く出しまうため、「必要でない」と答えた方を除いた、障害種別ごとの分析が必要、とのご意見を委員よりいただきましたので、68ページに「必要でない」回答を除いて、障害種別ごとに分析した表を追加しております。

78ページ、分野6、住まいの場についての（1）現在の住まいについてです。こちらにつきましては、委員より在宅が圧倒的に多いため、それ以外の項目で障害種別ごとの分析が必要である、とのご意見をいただきましたので、79ページに年齢別及び障害種別ごとに分析した表を追加いたしました。

80ページ（2）障害福祉施設入所の理由について、委員より、障害種別ごとに入所の理由が異なると思われる、とご意見をいただきましたので、81ページに年齢、及び障害種別ごとに分析した表を追加いたしました。

85ページ（5）一人暮らしでの懸念点について、こちら委員より、障害種別によって一人暮らしをしたい理由が異なると思われるので、障害種別ごとに分析が必要である、とご意見をいただきました。そのため、86ページに、年

齢、及び障害種別ごとに分析した表を追加いたしました。

88～109 ページ、分野 7、日中の活動の場、就労について、委員より就労についての質問は、高齢者を除いて分析しなければわからない、とご意見をいただきましたので、(1) 平日昼間の過ごし方、(4) 現在の仕事への悩みや不満、(7) 施設等に通所する上での悩みや不満、(9) 就学や就労をしていない理由、(10) 将来における一般企業への就職希望の有無、の 5 つの設問につきましては、65 歳未満に限定して集計した表も追加いたしました。

98 ページ (7) 施設等に通所する上での悩みや、不満につきましては、障害種別ごとで内容が異なると思われるため、障害種別ごとの分析が必要、との意見をいただきましたので、障害種別ごとに分析した表を追加いたしました。

100 ページ (8) 今後の過ごし方の希望について、障害種別によって違いがあるはずのため、障害種別ごとの分析が必要、とのご意見をいただきましたので、101 ページに、障害種別ごとに分析した表を追加しております。

111 ページ、分野 8、外出についての (2) 外出をしたくてもできない理由について、障害種別ごとに理由が異なると思われるため、障害種別ごとの分析が必要とのご意見をいただきましたので、112 ページに障害種別ごとに分析した表を追加しております。

118 ページ、分野 9、災害への備えについて (3) 災害発生時に頼れる人について、災害発生時の問題は、同居家族がいない人が問題のため、同居家族がいない人だけを分母として分析すべき、というご意見をいただきましたので、119 ページに同居の家族を除いて分析した表を追加しております。

137 ページ、分野 13、成年後見制度についての (2) 成年後見制度を利用しない理由について、利用する必要がある人の理由について一番知りたいため、「利用する必要がある」を除いた分母での分析をする必要がある、とのご意見をいただきましたので、138 ページに、成年後見制度を「利用する必要がある」と答えた方を除いて、分析した表を追加しております。

一般調査については以上です。

続きまして、児童調査についてご説明させていただきます。

173 ページ、分野 4、福祉サービス (1) 福祉サービスの満足度について、委員より障害種別ごとで違いが大きいと思うので、障害種別ごとの分析をすべき、とのご意見をいただきました。こちらにつきましては、利用者が 50 人を超えている障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスのみ、障害種別で分析した表を追加しております。

179 ページ (3) 障害福祉サービスを利用していない理由について、最も知りたいのは、「必要でない」と答えなかった人、すなわち、利用したいが利用できない人の理由であるため、「必要でない」を除いた人を分母とした障害種別ごとの分析をすべきである、というご意見をいただきましたが、こちらにつきましては、全体の回答者数が 25 人であり、「必要でない」を除いた数を分母として障害性別ごとで見ると、各障害の回答数が 10 人にも満たないため、今回の調査票には掲載しないことといたしました。

186 ページ、分野 6、教育、保育について (2) 通園、通所に関する困りごとや心配ごとについて、障害種別により違いがあると思われるので、障害種別ごとの分析をすべき、というご意見をいただきましたので、187 ページに障害種別ごとに分析した表を追加しております。

190 ページ (4) 通学に関する困り事や心配事について、こちらも障害種別により違いがあると思われるので、障害種別ごとの分析をすべきである、というご意見をいただきましたので、191 ページに障害種別ごとに分析した表を追加しております。

197 ページ、分野 8、外出について（2）外出時に感じる不便や困難について、こちらも障害種別により違いがあると思われるので、障害種別ごとの分析をすべきである、というご意見をいただきましたので、198 ページに障害種別ごとに分析した表を追加しております。

199 ページ、分野 9、災害への備えについて（1）災害発生時に困ることや不満に不安に感じることにについて、障害種別により違いがあると思われるので、障害種別ごとの分析をすべきである、というご意見をいただきましたので、200 ページに障害種別ごとに分析した表を追加しております。

以上が、前回協議会以降、委員からいただいたご意見をもとに修正したアンケート調査報告書についてのご報告です。冒頭でもお伝えさせていただきましており、今回のご確認をもって、確定稿としたいと考えております。

続きまして、資料 3、障害者団体等のヒアリング報告をご覧ください。こちらにつきましては、最初のページにヒアリングを行った団体や部会及びヒアリングを実施した日程を記載しております。

次ページ以降、右の列に部会名が書かれているものは、障害者自立支援協議会の専門部会から頂戴したご意見で、一番右の列に内容が記載されているものにつきましては、市の障害者団体の方々からご意見を頂戴した内容となっております。

ヒアリング報告書の全体の作りとしては、一番左の列に分野を示しており、その隣に各項目、そのまた隣に内容が記載されているものとなっております。今回、ヒアリングをさせていただいた際には、障害者計画に関するご意見はもちろん、日々の中で感じておられることもお聞きしました。

今回は障害者計画の参考資料ということで、すべて貴重なご意見ではありますが、障害者計画に関すると思われるご意見のみ色づけしております。時間の都合上、出された意見についてのご説明は割愛させていただきます。

今ヒアリング報告につきましても、アンケート調査報告書と同様、今回のご確認をもって障害者計画の策定にかかる基礎資料として決定したいと考えております。

アンケート報告とヒアリング報告につきましては、6 月中を目途にホームページ等に掲載していきたいと考えております。

次に、資料 4 の骨子案につきましてご説明させていただきます。

今回策定する次期計画は、現行の第 4 次国分寺市障害者計画から大きな変更は考えてございません。皆様のお手元に参考として青い計画書を置かせていただいておりますが、こちらの構成につきましても、あまり大きくは変更しないものと考えております。

資料 4 の骨子案になります。まず目次になりますが、第 1 章から第 6 章までである中の、本日は第 3 章までご説明をさせていただいて、ご意見をいただきたいと思います。

1 ページ目は計画策定の趣旨で、こちらにつきましては、現行の計画書にも記載している内容になります。2 ページ目の障害者支援に関する近年の国の政策動向について、こちらにつきましては、現行計画書には記載しておりませんが、必要であろうということで今回新規で追加している項目になります。国の基本計画や近年の法改正、制度改正などをまとめたものになります。7 ページまでは近年の動向という形で続いています。

8 ページ、9 ページにつきましては、本計画の位置づけを記載しており、10 ページは、計画の期間と計画策定の体制について記載をしております。このあたりににつきましては、現行計画書からの内容変更はありません。

11 ページ第 2 章になりまして、障害のある人の現状と課題という形でまとめ

てまいります。1番の障害のある人を取り巻く現状というところで、障害者手帳の所持者数ですとかサービスの利用者数など、データにつきましては、現在集計中でございます。

13～15ページにつきましては、これまで障害者施策推進協議会でいただいた答申を中心に、現行計画の基本目標ごとに、現在の課題を整理して記載しております。

16ページにつきましては、先ほどご報告させていただきましたアンケート調査や、障害者団体等へのヒアリング結果であり、掲載内容の整理が終わり次第掲載させていただきます。

17～18ページにつきましては、この後、資料5で施策の方向性という形で皆様にご意見をいただきたいと思っております。現行の計画書におきましては、20ページの施策体系というものを記載しております。これと似たような形で資料5において、この後説明したのちに協議をしていただきたいと思っております。

19ページ以降は、第4章、第5章、第6章、資料編となり、まだ何も掲載していない状況です。

第4章につきましては、本日、施策の方向性について意見をいただいた後、そこにひもづく各課の重点事業について第4章には記載をしていきます。その各課の重点事業が、障害者計画の実施計画という形になります。

第5章の第8期障害福祉計画と、第4期障害児福祉計画につきましては、国の計画に合わせて策定していくものになります。障害サービスの量や地域生活支援事業の内容が掲載されますが、第4章、第5章につきましては、次回以降の施策推進協議会にて協議をしていただきたいと思っております。

第6章の計画の推進につきましては、策定した計画をどのように進めていくかといった推進の体制や、推進していく手法、他会議の活用、進行管理などを説明する項目になります。

以上、計画書の構成についてご説明させていただきました。

次に資料5をご覧ください。ここが本日ご協議いただきたい中心の部分になります。

現行の計画書では20ページに記載していますものが、施策の体系図になります。資料5は表が2つ縦に並んでいますが、左側につきましては、現行計画の体系図となっております。多少見た目は違いますが、先ほどご覧いただいた20ページの内容と同様になります。右側は、新規で策定していく計画の体系図の案になります。一番上の基本理念は（変更なし）と記載していますが、計画の元となる基本理念につきましては、現行の第4次障害者計画の基本理念を継承しまして、変更しないことを提案させていただきたいと思っております。

障害への理解と多様性を認め合う意識のもと、誰もが社会の一員として、お互いを尊重し、支え合い、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくことのできる共生社会を目指す、ということがこちらの基本理念に書かれていると考えておりますので、特に変更はせずに、次期計画で採用したいと考えております。

また、この理念につきましては、市の上位計画である第2次国分寺市総合ビジョンとも方向をともにするものです。

次に、基本目標、基本施策、施策という形で、大中小の3分類になっております。まず基本目標ですが、これまでも基本目標は1～5の5つでございました。今回も数としては1～5の5つですが、前回とは多少順番や内容が異なります。

「基本目標1 共に支え合う地域共生社会づくり」ですが、基本理念に掲げる共生社会を実現するための土台となる、障害理解、情報保障、権利擁護などの施策を集約し、障害への理解を深め、心のバリアを取り除くことを目標と考えております。現行計画におきましては、基本目標4に掲載されていた内容となりま

す。

「基本目標2 自分らしい暮らしを支える支援の強化」については、障害のある人の個々のニーズに合わせた必要なサポートを行うための施策をまとめています。障害サービスの提供や、人材の確保、定着、保健医療との連携などが主な施策となります。現行計画では、基本目標1と基本目標5に掲載されていた内容を次期計画では2にまとめています。

基本目標3は、現行計画の基本目標3と同様に、就労に関する部分「自分らしく働くこと」に関する目標になります。

基本目標4は、現行計画の基本目標2に同様の内容が入っていましたが、今回改めて、子どもや教育に関する施策と、社会参加を支援する施策を掲載しております。一人ひとりの個性を尊重し、将来を見据えた育ちと学び、また豊かな社会活動を地域全体で応援する、という目標になります。

基本目標5 「安全、安心でやさしいまちづくり」ですが、こちらは現行計画の基本目標としては設定していなかったものになります。現行の基本目標4に防災対策や防犯などの記載はありますが、これを基本目標として独立させて、安全、安心に関することを特出しして、基本目標5に掲載しております。

基本目標1～5の説明は以上となります。

中分類と小分類については、現時点では仮で「基本施策」と「施策」、という名称で考えておりますが、変更する可能性があります。

基本施策と施策を合わせて、基本施策ごとに説明をします。

基本目標1の「(1) 共生の基盤づくりの推進」ですが、施策①で、現行計画では心のバリアフリーという表現を使用していましたが、ここで、障害理解、差別解消、合理的配慮という言葉を入れて、より具体的にイメージできるような案としております。

「(2) 障害のある人への情報保障の強化」ですが、こちらは①情報アクセシビリティの向上と、②意思疎通支援の充実を合わせて情報保障として取り組む、という基本施策となっております。

基本目標2「(1) サービス提供体制の充実」ですが、①相談支援体制の充実につきましては、引き続き重点的に取り組んでいくこととなります。

②住み慣れた地域で暮らすための支援、③障害の特性に応じた支援の拡充は、施策としては新規で設定しているものになります。特に③障害の特性に応じた支援の拡充には、医療的ケア児の支援や重症心身障害児者のレスパイト事業などをイメージして新規施策としております。

基本目標2「(2) 自立を支援する人づくり」の①障害のある人や家族の支援と協働では、市内の障害者団体さんへの支援や協働をイメージしています。②障害福祉人材の確保、定着につきましても、引き続き人づくりを推進していくという内容になっています。

「(3) 障害のある人の保健医療との連携」については、①と②の施策を合わせまして、保健医療との連携の部分に重きを置いて取り組んでいきたいと思っています。

基本目標3は、現行計画では一般就労、福祉的就労として、硬い言葉で表現されていましたが、①にあるように自分らしく、あるいは②にある、多様な、といった言葉を使い、一人ひとりの幅広いニーズに合わせた施策の方向性がイメージできるような表現としています。

基本目標4「(1) 障害のある子どもの健やかな発達と学びの支援」は、育ち、学びといった子どもに関する施策を主に設定しています。

(2) では、文化・芸術・スポーツ活動の支援を行い、豊かな日常生活と社会参加の機会を応援すること、こちらも重要な施策と考え、記載しております。

基本目標5「(1) 安全安心な生活環境の整備」では、現行計画では防災・防犯が1つの施策としてまとまっていたが、①防災・災害対策の推進と、②防犯、という形に分けて、①では、今年度から取り組むことが決まっている災害時個別避難計画の策定事業のあたりイメージしながら、防災・災害としてまとめている。

最後に、「やさしいまちづくりの推進」につきましては、現行計画でもあったところではありますが、バリアフリー化と移動に関する支援を中心にこちらに記載しております。

資料5の体系図については以上となります。

大塚会長： ありがとうございます。では皆さんからご意見をうかがいたいと思います。アンケート調査報告書と、ヒアリング報告、これについて何かご意見や感想等も含めてお聞きしたいと思います。

阿部委員： 障害種別のクロス分析が入ったことで分量が増えたと思いますが、分かりやすくなったと思います。先ほどご説明にあったように、いくつかクロス分析表が入ったと思いますが、78～79ページにかけて全体で見ると、在宅が圧倒的に多く、それを除くと大分特色が出てくると思います。例えば79ページのグループホームのところを見ると、愛の手帳所持者が他の障害種別に比べて圧倒的に多いです。次に発達障害です。分母が小さくなっているところもありますが、身体の方は割と在宅で暮らすことをベースにしていると思われます。愛の手帳所持者や発達障害の中でも重い方はグループホームに依存している方が多いと思います。愛の手帳所持者の方でも色々な方がいらっしゃると思います。軽度の方から非常に重い方などいらっしゃるかと思いますけれども、知的障害の場合はグループホームへの依存が高く、特に重度に対応している施設が不足していることを考えると、この部分が非常に重要であると考えてきます。

児童の方では139～141ページの暮らしのために充実してほしいことについて、全体集計の方でも、「1 家族の病気など緊急対応」「2 保健医療サービス」「3 障害への理解を深めるための啓発」「4 相談支援体制の充実」と、この4つが非常に大きいと思いますが、140ページの障害種別で見ると、身体障害者手帳の所有者と愛の手帳所持者、日常的に医療ケアが必要な方で、家族の病気などの緊急時の対応。要するに知的障害の人と、身体障害の中でも特に肢体不自由の方は、家族が病気をしたら家に取り残される、1人では置いていけない、という大変な状態になることが増えてくると思います。

精神の方は、やはり障害の理解を深めるための啓発が非常に多くなっています。発達障害の方は雇用の促進が多く、知的に問題がなかったとしても、なかなか発達障害の特性ゆえに職場でうまくいかない状況があるということが問題になっていると思います。

難病の人は、保健医療サービスの充実ということで、障害者別で見るとよく特色が出ていると思います。大変な作業になってしまいましたが、細かく出てきていますので、その特色を見ながら次の施策に活かしていただきたいと思います。

事務局： 量は増えましたが、昨年度の最後の協議会、またその後のメール等で委員の皆様から色々なご意見をいただきこの様な形になりました。7ページ以降でもテーマ毎に四角で囲い、顕著に見えている部分として記載をしておりますので、このあたりだけでも読んでいただくと、増えてくることがあると感じております。ご協力いただきこのような形になりましたので、大変感謝しております。ありがとうございます。

大塚会長： ご本人の地域生活やどこを基盤に生活するのか、あるいは親亡き後のこと、139ページの全体的施策としての、暮らしのために充実が必要なことについて

は、緊急時の対応をどうするのか、親が病気になった時のニーズが一番高いわけですので、国分寺市においては、障害者の地域生活支援拠点の取り組みをもちろんやっていただいておりますが、もっと充実する必要があると思います。緊急時の対応も含めて、親亡き後のことも、8050 問題、6090 問題も含めて大きな課題であり、親亡き後の居住についても重点的なことなので、考えなければならない部分のトップにくることだと思います。これを障害者計画にどのように盛り込むか、それも含めて考えていく必要があるのではないかと思います。

第5次国分寺市障害者計画の骨子案、施策体系図案についてのご意見はありますか。

阿部委員： 随分良くなったと思います。今までのやつはどちらかというと、自分らしくとか、自分らしいとか、個々の問題が入って、その後に地域とか人づくりという構成になっていましたが、最初に大きなところで「共生社会」というものを掲げて、その中に共生社会を支える基本的要素の合理的配慮と意思疎通支援という部分が必要になると思います。この2つをしっかりと言葉も含めて入れてください。それを受ける形で、個々のサービスをどのような形でやっていくのか、サービス供給体制、雇用の問題、地域社会参加の問題、最後に防災・災害対策を書いており、流れとしては非常に落ち着きよくなったと思いますし、必要な要素が書いてあると思います。

大塚会長： 2-1-(2)の生涯学習について、障害者の生涯学習は非常に大きなテーマであり、文科省も取り組んでいると思いますが、これをどこに入れるかとなると、4-(1)②あたりがいいと思いますがどうですか。

高橋委員： 生涯学習という視点が現行計画にあることは非常にありがたいことだと思います。次期計画に継続して入れていただくのであれば、4-(1)になると思います。実際に、生活介護事業所においても、厚生労働省の計画にある ICT 教育が、モデル事業として福祉事業所で始まっていて、小平特別支援学校の学区域においても事業所におけるモデル事業が始まっています。学校で取り組んでいる ICT 教育は端末を1人1台利用していますが、それに限らず、スイッチ等で、自分たちの意思表示や、普段の学校の様子を、今後、卒業後も事業所で取り組みたいと、連携して学校で計画をして進めているところです。

大塚会長： 事業単位で記載するので、必ずしもぴたりあてはまるとはならないかもしれませんが、その前提としての考え方は ICT 教育の部分が大きくなっているので、避けては通れないですね。

境委員： アンケート調査について質問ですが、自由意見を読み取った中で、市としてどういうところに力を入れていくのか、考えがあれば教えていただきたいです。

事務局： 多岐にわたる意見をいただいております。結論から言うと、今、これを計画にどう入れるかという読み取りはできていません。数字として顕著な傾向を分析しているところです。ただ、その自由意見に見えてくる大事な視点も理解し、承知しておりますので、もう一度丁寧に見ていきたいと思っています。

境委員： 切実な意見が多く見られますが。

事務局： 切実な意見として読み取っています。実際に耳にしていることがちゃんと文字として出てきているという印象を受けています。特に利用したいサービスや、子どもの意見は切実だと感じています。意見を必ず伝えられるような構成で作っていきたいと考えておりますが、まだ正確なものは提示できないのでご了承ください。

増田委員： 自由意見はアンケート調査結果に記載されるのでしょうか。

事務局： アンケート結果として記載します。

松本委員： アンケートの取り方については、次回も引き継がれるようにした方がよいと思います。

阿部委員： 自由意見が分類されていますが、アンケート結果の各項目に対応する位置に入
れて、対比できるような形だと本当は分かりやすいのかなとは思いましたが、大
変な作業ですね。非常に少数だけど切実なものが多く、色々な意見があるので
一律に捉えることではきないが、できれば数字と上手く連動する形で記載でき
たら素晴らしいと思います。

事務局： 検討します。

増田委員： わかりやすい体系図になっていると思いますが、最後に出てくるまちづくりは
共生社会づくりと連動する部分もあるので、順番は再度検討の余地があると思
います。

大塚会長： 現行計画の基本目標1「生活支援」（3）サービスの質の向上、をどこに入れ
るかですが、そもそもの内容が東京都の指導監査の話なのでちょっと違いますよ
ね。サービスの指導評価というのは、単的に言えば、障害者分野を含め、事業所
の第三者評価をきちんとしなさいというのが一番の方針ですが、事業として成り
立っていません。その評価は大切だとずっと言われていますが、事業としてはや
っていないので書く必要があるかどうか。

1－（1）－③に権利擁護の話がありますが、成年後見制度は推進事業がある
ので書けると思いますが、その関係で代理決定から意思決定支援についても記載
した方がよいと思います。

増田委員： これからまた制度が変わるので、その視点も入れていただけるとありがたいで
す。

阿部委員： 移動支援や同行援護、行動援護はどこに位置付けようと思っていますか。

事務局： どこにも及ぶという考え方もあり、サービス提供体制のあたりか、やさしいま
ちづくりの推進の部分も考えられますが、まだ結論は出ていない状況です。

大塚会長： 意見は6月17日（水）まで受け付けるようなので、何か気付いた点がありま
したら事務局へお願いします。

では次に、令和8年度に制度改正があった事業について、事務局より説明をお
願いします。

事務局： 資料6をご覧ください。令和8年度に制度改正があった事業について、まず1
番目としまして、国分寺市障害者等日常生活用具の種目追加です。こちらは、東
京都の在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業補助による、人工呼
吸器の予備電源の貸与を受けられない方に対して、震災等に停電があった際に、
電源を確保するために必要な用具についての種目を追加したものでございます。
用具としては、自家発電装置、停電電源装置、蓄電池、これは東京都の用具の事
業と同じ用具を日常生活用具としても対象にならない方に支給するということで
ございます。

2番目として、障害者等日中一時支援事業でございます。こちらは、3点改正
をしております。事業の1時間当たりの単価を、改正前は1時間当たり1,800円
だったところを、2,200円にしております。それに伴いまして、課税世帯の方
につきましては、1割の自己負担をいただいているところでございますので、自己
負担についても180円から220円に変わっております。

あわせて、要望等もいただいております、年間の利用時間につきまして、
288時間から360時間に改定をしております。

3番目は国分寺市障害者等移動支援事業になります。これまで当該事業につ
きましては、移動支援の出発地は原則として、自宅に限定しておりました。これも
4月から利用のしやすさという視点から拡充いたしまして、通所施設などの日中
活動の場所から、そのまま余暇活動等への目的地へ出発することを可能としてお
ります。具体的には、通所支援事業所でもありますとか、保護者や施設職員等の双
方において、利用者を安全に引き継げる場合は、駅などでの待ち合わせも可とし

ております。以上です。

大塚会長： 1 番目は非常電源の充実、2 番目はレスパイトですね。色々なニーズがあり、時間が延長したり、単価も上がるということで、良いことだと思います。

審議事項と報告事項が終わりましたので、皆さんからご質問等がありましたらお願いします。

杉浦委員： 障害者に限らず、差別は根強いものがあると思います。学校教育の中で、障害を持っている子どもたちではなく、普通の子どもたちにその意識を変えていくような教育や連携する取組などはあるのでしょうか。

事務局： 現行計画、プラス次期計画で、お子さんへの周知啓発、意識醸成で言いますと、障害福祉課でやっている事業としては、理解促進普及啓発事業があり、具体的には市内の小学4年生に年1回障害の差別をなくそうというチラシとクリアファイルを配布しています。この事業が計画のどの辺りに位置付くかといいますと、次期計画では、障害理解の促進と差別解消及び合理的配慮の推進、のあたりに入ると考えております。

大塚会長： おっしゃる通り、障害のない子どもたちにどのように理解してもらうか、だと思います。

高橋委員： 特別支援学校に限らず、特別支援学校の小学生と中学生を対象に、副籍交流という形で取り組んでいます。特別支援学校の学区域は、通常の在住の市の学区域とは別で設定されています。市立の市区町村立の地域の学校、そして都立の学区域、本来行く予定だった学区域の学校に対して、特別支援学校に所属しながら、副籍交流という形で授業に実際に参加したりしています。保護者のご希望があれば、学校が窓口になって設定をしているケースが複数あります。それは都内のすべての特別支援学校で実施しています。プラス学校間交流としても、地域の学区域にある市町村の学校で交流があります。小平特別支援学校に関しては、中学生についてはやっておりませんが、小学生につきましては、たくさんの学校と交流をしております。高等学校になりますと、教育課程の違いからなかなか実現が難しいのですが、義務教育課程の間は可能になります。

事務局： 学校教育の実情では、今お話ありましたけれども、例えば特別支援学校のお子さん、通常のお子さんとの交流もありますし、国分寺市の各小学校、中学校においても、特別支援学級、もしくは特別支援教室というものが設置されております。

設置されている学校につきましては、実際に授業の中での交流が行われています。設置されていない学校は何もやっていないかというとそうではなく、多様性理解教育という名前で、様々な支援を要する方の立場に立って考えられるような学習の機会を設けて取り組んでいるところです。まだまだ始まったばかりなので、今後改善していきたいと考えております。

二瓶委員： 素人から見ても、行政の動きは本当に大変だなと感じました。アンケートもそうですが、整理して何かが変わっていくことにこれだけ時間がかかるのかと改めて感じました。

私達が育ってきた環境で言うと、教室の中に障害を持った方がいました。今でもその方と交流がありますが、今、理解できない犯罪が多くなってきているので、教室の中に障害を持った方が身近にいることによって、命の大切さを感じながら小学生は育っていくものだと思います。私個人としては、小学校1年生から6年生まで、中学時代もそうですが、9年間障害を持った方と一緒に育っていききました。そうすると、運動会の時も協力するし、修学旅行や遠足に行く時も、クラスが協力をしていく環境があって、今はそれを共存と言いますが、クラスの中で身近に一緒に育っていく環境はありがたかったなと思います。日々命の大切さを感じながら生活することができたので、今はそういう時代ではないのかなとも

と思いますが、このアンケートを基に、色々なことが良い方向に行き、少しでも住みやすくなればいいなと思いました。

伊佐委員： 体系図について、地域で暮らすために必要な資源というところでは、私は相談支援部会の担当をしております、ここに相談支援体制の充実がしっかりと書いてありますが、今部会の中では、相談は色々な思いを汲み上げるところまでで、そこでは解決できない、と部会の中で話しが出ています。実際に地域支援に繋げて、それを使って初めて成立するものなので、地域の社会資源をいかに開発するか、充実させるか、どうやって自立支援協議会と話し合うかが大事だと思います。このサービス提供の充実の部分に含まれているのかもしれませんが、どうやったら色々な人が「国分寺でやりたい」「国分寺で作りたい」と思ってもらえるか、かなり行政の方針が大切だと思います。国分寺は事業所を作りにくい市だね、と思われるよりは、バックアップしてくれる体制かどうか、どんなバックアップがあるのか、新しい資源を作りたいなと思ってもらえるように、実際に形づけられると嬉しいなと思っております。

大塚会長： ありがとうございます。

杉浦委員： 「NPO 法人ワーカーズ風ぐるま」という事業所をやっておりまして、最低賃金がどんどん上がっていく中で、それなりものを払わないといけないので、一部費用も全く出せないような状況がずっと続いておりました。ようやく 1,800 円が 2,200 円に上がりましたので、ほっとしているところですが、もう少し頑張っていたらと思います。障害者の移動支援もやっていますが、通園、通学のところには適用されないということなので、対象を考えていただけると事業所としてはありがたいと思います。

大塚会長： 大切な視点だと思います。人件費含めて物価高との関係もありますので、非常に高くなっています。次回の開催スケジュールについて、事務局よろしく願いします。

事務局： 次回は、令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 6 時から、市役所 2 階会議室 201 での開催を予定しております。

大塚会長： すべてを終わりましたので、これで令和 8 年第 1 回国分寺市障害者施策推進協議会を終了します。ありがとうございました。

以上